

兵庫県公報

平成29年4月25日 火曜日 第2894号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 指定代理納付者の指定（税務課）	1
○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	13
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	14
○ 道路の位置指定（建築指導課）	14
○ 建築基準法の規定による道の指定の取消し（同）	15
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	17
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	18
○ 教習指導員審査の実施	19
○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	20
○ 平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）の一部改正	21
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	21

告 示

兵庫県告示第483号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。
平成29年4月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 指定代理納付者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
 - 三井住友カード株式会社
代表取締役社長 久保 健
大阪市中央区今橋4丁目5番15号
 - 株式会社みなとカード
代表取締役社長 園尾 善雄
神戸市中央区西町35番地
- 指定代理納付者に代理納付を認めた歳入
自動車税
- 平成29年度における指定代理納付者による代理納付の受付期間
平成29年5月1日から同月31日まで

~~~~~

**兵庫県告示第484号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の徴収金の収納事務を委託した。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 収納受託者の所在地及び名称、委託した事務並びに委託期間

| 収納受託者の所在地及び名称                          | 委託した事務                    | 委託期間                    |
|----------------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 東京都港区港南1丁目8番27号 日新ビル12階 株式会社しんきん情報サービス | 収納受託者の直営店及び加盟店における県税の収納事務 | 平成29年4月1日から平成32年1月31日まで |

2 収納の手続等

収納受託者は、県税の徴収金を収納したときは、納税者等に領収証書等を交付するものとする。  
なお、その他の収納の方法については、県税徴収金収納事務委託に係る基本契約書等による。



**兵庫県告示第485号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**新田井堰土地改良区**

退任役員

|       |         |              |
|-------|---------|--------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所          |
| 理 事   | 陰 山 正 一 | 豊岡市清冷寺1788番地 |

就任役員

|       |       |              |
|-------|-------|--------------|
| 役員の区分 | 氏 名   | 住 所          |
| 理 事   | 関 秋 夫 | 豊岡市清冷寺1748番地 |

**小坂西部土地改良区**

退任役員

|       |         |                 |
|-------|---------|-----------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
| 理 事   | 廣 井 昌 利 | 豊岡市出石町鳥居603番地の2 |
| 同     | 吉 谷 正 己 | 同 市出石町森井53番地    |
| 同     | 多 田 雅 善 | 同 市出石町丸中232番地   |
| 同     | 秋 庭 誓 文 | 同 市出石町大谷720番地   |
| 同     | 中 村 茂   | 同 市出石町大谷498番地   |
| 同     | 岡 田 義 弘 | 同 市出石町三木245番地   |
| 同     | 宮 下 晃   | 同 市出石町片間631番地   |
| 同     | 井 崎 和 義 | 同 市出石町伊豆54番地の5  |
| 同     | 柴 垣 充   | 同 市出石町福居665番地   |
| 同     | 船 越 五 男 | 同 市出石町嶋857番地    |
| 同     | 増 田 忠   | 同 市加陽815番地の4    |
| 同     | 小 西 文 雄 | 同 市加陽437番地      |
| 監 事   | 廣 井 衛   | 同 市出石町鳥居600番地の1 |
| 同     | 川 崎 重 雄 | 同 市出石町三木782番地の1 |
| 同     | 水 嶋 利 彦 | 同 市出石町片間538番地   |
| 同     | 南 北 英 男 | 同 市出石町伊豆48番地の1  |

就任役員

|       |         |                 |
|-------|---------|-----------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
| 理 事   | 廣 井 昌 利 | 豊岡市出石町鳥居603番地の2 |
| 同     | 吉 谷 正 己 | 同 市出石町森井53番地    |

|     |         |   |               |
|-----|---------|---|---------------|
| 同   | 多 田 英 世 | 同 | 市出石町丸中195番地   |
| 同   | 立 脇 芳 美 | 同 | 市出石町大谷410番地の2 |
| 同   | 平 野 石 三 | 同 | 市出石町大谷690番地   |
| 同   | 舩 木 勝 弘 | 同 | 市出石町三木394番地   |
| 同   | 國 下 稔 彦 | 同 | 市出石町片間495番地   |
| 同   | 水 嶋 一 清 | 同 | 市出石町伊豆622番地   |
| 同   | 岡 田 幸 雄 | 同 | 市出石町福居684番地   |
| 同   | 舩 越 五 男 | 同 | 市出石町嶋857番地    |
| 同   | 西 浦 丈太郎 | 同 | 市加陽1135番地     |
| 同   | 小 西 敏 彦 | 同 | 市加陽902番地の1    |
| 監 事 | 野 村 伊 徳 | 同 | 市出石町鳥居675番地の1 |
| 同   | 川 崎 重 雄 | 同 | 市出石町三木782番地の1 |
| 同   | 中 嶋 幾 夫 | 同 | 市出石町片間485番地   |
| 同   | 井 崎 和 義 | 同 | 市出石町伊豆54番地の5  |



**兵庫県告示第486号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調査を行った者の名称  
揖保郡太子町
- 2 調査を行った期間  
平成26年7月から平成28年12月まで
- 3 成果の名称  
太子町（吉福の一部④地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
揖保郡太子町吉福の一部
- 5 認証年月日  
平成29年 4月10日



**兵庫県告示第487号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
三菱マテリアル株式会社明石製作所  
明石市魚住町金ヶ崎西大池179番地1  
明石製作所長 山 本 克
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱マテリアル株式会社明石製作所  
明石市魚住町金ヶ崎西大池179番地1
  - (3) 特定施設に関する事項

|   |   |                      |
|---|---|----------------------|
| 種 | 類 | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 |
|---|---|----------------------|

|                                                  |                              |      |     |
|--------------------------------------------------|------------------------------|------|-----|
| 能 力                                              | 33kg/日                       |      |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 許可後                          |      |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 着手後7日                        |      |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 完成後                          |      |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 24時間連続                       |      |     |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | なし                           |      |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                          | 通 常  | 最 大 |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)      | 9~10 | 10  |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 3    | 6   |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 5    | 10  |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)       | 15   | 30  |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)       | 15   | 30  |
|                                                  | りん 含 有 量<br>(単位 mg/L)        | 38   | 75  |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 1    | 2   |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 0                            | 0.5  |     |

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年4月25日から同年5月16日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市市民生活局環境保全課



兵庫県告示第488号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び同法第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
ナガセケムテックス株式会社播磨事業所  
たつの市龍野町中井236番地  
取締役事業所長 岩 崎 浩 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
ナガセケムテックス株式会社播磨事業所  
たつの市龍野町中井236番地
- (3) 特定施設に関する事項

ア 設置

|                                                  |                                            |      |                    |        |        |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|------|--------------------|--------|--------|
| 種 類                                              | 33号イ 縮合反応施設 (No. 1)                        |      | 33号ハ 遠心分離機         |        |        |
| 能 力                                              | 10m <sup>3</sup>                           |      | 0.29m <sup>3</sup> |        |        |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 既 設                                        |      | 同 左                |        |        |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 既 設                                        |      | 同 左                |        |        |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 許 可 後                                      |      | 同 左                |        |        |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 24時間連続                                     |      | 0時～24時 10時間        |        |        |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | な し                                        |      | 同 左                |        |        |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                                        | 通 常  | 最 大                | 通 常    | 最 大    |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)                    | 5～10 | 5～10               | 5～10   | 5～10   |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                    | 696  | 696                | 67,400 | 67,400 |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                      | 633  | 633                | 67,400 | 67,400 |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)                     | 32.8 | 60                 | 32.8   | 60     |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)                     | 43   | 43                 | —      | —      |
|                                                  | リン 含 有 量<br>(単位 mg/L)                      | 374  | 460                | —      | —      |
|                                                  | ほう素及びその化合物<br>(単位 mg/L)                    | 0.2  | 0.6                | —      | —      |
|                                                  | ふつ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)                    | 0.7  | 2.4                | —      | —      |
|                                                  | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L) | —    | —                  | —      | —      |
|                                                  | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)               | 4.5  | 8.3                | 4.5    | 8.3    |
| フェノール類含有量<br>(単位 mg/L)                           | 0.23                                       | 0.3  | 7.8                | 8.6    |        |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 12.9                                       | 30.9 | 11.5               | 11.5   |        |

備考 このほか、33号イ 縮合反応施設11基、33号ハ 遠心分離機2基、33号ニ 静置分離器20基、34号イ ろ過施設1基、34号ハ 水洗施設1基、46号ロ ろ過施設46基及び46号ニ 廃ガス洗浄施設5基を設置する。

|                  |        |                   |      |                   |      |                   |           |
|------------------|--------|-------------------|------|-------------------|------|-------------------|-----------|
| 33号ニ 静置分離器       |        | 34号イ ろ過施設 (No. 1) |      | 34号ハ 水洗施設         |      | 46号ロ ろ過施設 (No. 1) |           |
| 4 m <sup>2</sup> |        | 0.1m <sup>3</sup> |      | 1.8m <sup>3</sup> |      | 1.1m <sup>2</sup> |           |
| 同 左              |        | 同 左               |      | 同 左               |      | 同 左               |           |
| 同 左              |        | 同 左               |      | 同 左               |      | 同 左               |           |
| 同 左              |        | 同 左               |      | 同 左               |      | 同 左               |           |
| 同 左              |        | 24時間連続            |      | 同 左               |      | 0時～24時 10時間       |           |
| 同 左              |        | 同 左               |      | 同 左               |      | 同 左               |           |
| 通常               | 最大     | 通常                | 通常   | 最大                | 最大   | 通常                | 最大        |
| 6.5              | 6～8    | 5～10              | 5～10 | 5～10              | 5～10 | 5～10              | 5～10      |
| 17,038           | 17,038 | 90                | 90   | 930               | 930  | 1,747,000         | 1,747,000 |
| 15,489           | 15,489 | 82                | 82   | 849               | 849  | 1,380,000         | 1,380,000 |
| 32.8             | 60     | 32.8              | 60   | 32.8              | 60   | 32.8              | 60        |
| —                | —      | —                 | —    | —                 | —    | 123,000           | 123,000   |
| —                | —      | —                 | —    | —                 | —    | —                 | —         |
| 0.2              | 0.6    | —                 | —    | —                 | —    | —                 | —         |
| 0.7              | 2.4    | —                 | —    | —                 | —    | —                 | —         |
| —                | —      | —                 | —    | —                 | —    | 1,700             | 1,700     |
| 4.5              | 8.3    | 4.5               | 8.3  | 4.5               | 8.3  | 200,000           | 200,000   |
| —                | —      | —                 | —    | —                 | —    | 7.8               | 8.6       |
| 9.9              | 16.9   | 0.7               | 1    | 5.8               | 8    | 8.6               | 8.6       |

|                      |      |
|----------------------|------|
| 46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No. 1) |      |
| 30m <sup>3</sup> /分  |      |
| 同 左                  |      |
| 同 左                  |      |
| 同 左                  |      |
| 24時間連続               |      |
| 同 左                  |      |
| 通常                   | 最大   |
| 5~10                 | 5~10 |
| 55                   | 55   |
| 50                   | 50   |
| 32.8                 | 60   |
| —                    | —    |
| —                    | —    |
| —                    | —    |
| —                    | —    |
| —                    | —    |
| 4.5                  | 8.3  |
| —                    | —    |
| 0                    | 3.4  |

## イ 構造等の変更

| 種                                                         | 類                            | 33号イ 縮合反応施設 (No. 2) |       |       |       |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------|-------|-------|-------|
| 変更前後の区分                                                   |                              | 変更前                 |       | 変更後   |       |
| 能                                                         | 力                            | 5 m <sup>3</sup>    |       | 同 左   |       |
| 工事着手予定年月日                                                 |                              | 既 設                 |       | 同 左   |       |
| 工事完成予定年月日                                                 |                              | 既 設                 |       | 同 左   |       |
| 使用開始予定年月日                                                 |                              | —                   |       | 許可後   |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                       |                              | 24時間連続              |       | 同 左   |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                             |                              | な し                 |       | 同 左   |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 <sup>ひんじょう</sup> の値及び最大の値 | 区 分                          | 通常                  | 最大    | 通常    | 最大    |
|                                                           | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 6.5                 | 6～8   | 5～10  | 5～10  |
|                                                           | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 8,280               | 8,400 | 1,427 | 1,923 |
|                                                           | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 7,380               | 7,550 | 1,297 | 1,748 |
|                                                           | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)       | 63                  | 66    | 32.8  | 60    |
|                                                           | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | —                   | —     | 2     | 4     |
|                                                           | リン含有量<br>(単位 mg/L)           | —                   | —     | —     | —     |
|                                                           | ほう素及びその化合物<br>(単位 mg/L)      | —                   | —     | —     | —     |
|                                                           | ふつ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)      | —                   | —     | —     | —     |
|                                                           | 1,4-ジオキサン<br>(単位 mg/L)       | —                   | —     | —     | —     |
|                                                           | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 50                  | 53    | 4.5   | 8.3   |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)          |                              | 3.5                 | 3.5   | 13    | 16    |

備考 このほか、33号イ 縮合反応施設2基、46号ろ過施設11基及び46号ニ 廃ガス洗浄施設4基を変更する。



| 46号口 ろ過施設 (No. 2)  |       |             |       | 46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 2) |       |       |     |
|--------------------|-------|-------------|-------|----------------------|-------|-------|-----|
| 変 更 前              |       | 変 更 後       |       | 変 更 前                |       | 変 更 後 |     |
| 6.03m <sup>2</sup> |       | 同 左         |       | 10m <sup>3</sup> /分  |       | 同 左   |     |
| 既 設                |       | 同 左         |       | 既 設                  |       | 同 左   |     |
| 既 設                |       | 同 左         |       | 既 設                  |       | 同 左   |     |
| —                  |       | 許可後         |       | —                    |       | 許可後   |     |
| 0時～24時 3時間         |       | 0時～24時 10時間 |       | 24時連続                |       | 同 左   |     |
| な し                |       | 同 左         |       | な し                  |       | 同 左   |     |
| 通 常                | 最 大   | 通 常         | 最 大   | 通 常                  | 最 大   | 通 常   | 最 大 |
| 6.5                | 6～8   | 5～10        | 5～10  | 3～12                 | 3～12  | 10    | 10  |
| 460                | 460   | 2,370       | 2,370 | 2,000                | 2,000 | 55    | 55  |
| 400                | 400   | 2,150       | 2,157 | 1,600                | 1,600 | 50    | 50  |
| 10                 | 10    | 32.8        | 60    | 350                  | 350   | 32.8  | 60  |
| 30                 | 30    | —           | —     | —                    | —     | —     | —   |
| 6                  | 6     | 647         | 648   | —                    | —     | —     | —   |
| —                  | —     | 0.2         | 0.6   | —                    | —     | 0.2   | 0.6 |
| —                  | —     | 0.7         | 2.4   | —                    | —     | 0.7   | 2.4 |
| 1,031              | 1,657 | 0.22        | 0.25  | —                    | —     | —     | —   |
| 5                  | 5     | 4.5         | 8.3   | 500                  | 500   | 4.5   | 8.3 |
| 0                  | 1.5   | 1.3         | 4.2   | 0                    | 0.3   | 0     | 0.3 |

|                                      |        |      |      |
|--------------------------------------|--------|------|------|
| 66号の2 エチレンオキサイド又は1, 4-ジ<br>オキサンの混合施設 |        |      |      |
| 変更前                                  |        | 変更後  |      |
| 10m <sup>3</sup>                     |        | 同 左  |      |
| 既 設                                  |        | 同 左  |      |
| 既 設                                  |        | 同 左  |      |
| —                                    |        | 許可後  |      |
| 0時～24時 3時間                           |        | 同 左  |      |
| な し                                  |        | 同 左  |      |
| 通常                                   | 最大     | 通常   | 最大   |
| 6～8                                  | 6～8    | 5～10 | 5～10 |
| 970                                  | 970    | 880  | 880  |
| 840                                  | 840    | 802  | 805  |
| 20                                   | 20     | 32.8 | 60   |
| 280                                  | 280    | 62   | 62   |
| 35                                   | 35     | —    | —    |
| —                                    | —      | 0.2  | 0.6  |
| —                                    | —      | 0.7  | 2.4  |
| 33,000                               | 33,000 | 111  | 167  |
| 10                                   | 10     | 4.5  | 8.3  |
| 0                                    | 0.2    | 3.7  | 11.8 |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

| 種 類                                             |                          | 排水処理施設                                    |          |         |             |                                                   |          |            |             |
|-------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------|----------|---------|-------------|---------------------------------------------------|----------|------------|-------------|
| 変 更 前 後 の 区 分                                   |                          | 変 更 前                                     |          |         |             | 変 更 後                                             |          |            |             |
| 型                                               | 式                        | 日新プラント株式会社製N<br>PW-7916                   |          |         |             | 同 左                                               |          |            |             |
| 構                                               | 造                        | 鉄筋コンクリート製                                 |          |         |             | 同 左                                               |          |            |             |
| 主 要 寸 法                                         |                          | 85m×53m                                   |          |         |             | 同 左                                               |          |            |             |
| 能 力                                             |                          | 2,376m <sup>3</sup> /日                    |          |         |             | 同 左                                               |          |            |             |
| 汚 水 等 の 処 理 方 式                                 |                          | バイオアタック処理+中和<br>処理+活性汚泥処理+凝集<br>反応処理+急速ろ過 |          |         |             | 中和処理+バイオアタック<br>処理+活性汚泥処理+凝集<br>沈殿+急速ろ過+活性炭処<br>理 |          |            |             |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                               |                          | 既 設                                       |          |         |             | 同 左                                               |          |            |             |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                               |                          | 既 設                                       |          |         |             | 同 左                                               |          |            |             |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                               |                          | —                                         |          |         |             | 許可後                                               |          |            |             |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                             |                          | 24時間連続                                    |          |         |             | 同 左                                               |          |            |             |
| 使用時間の季節的変動の概要                                   |                          | な し                                       |          |         |             | 同 左                                               |          |            |             |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 区 分                      | 処理前                                       |          | 処理後     |             | 処理前                                               |          | 処理後        |             |
|                                                 |                          | 通常                                        | 最大       | 通常      | 最大          | 通常                                                | 最大       | 通常         | 最大          |
|                                                 | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)  | 7～<br>10                                  | 7～<br>11 | 6～<br>8 | 5.8～<br>8.6 | 7～<br>10                                          | 7～<br>11 | 6～<br>8    | 5.8～<br>8.6 |
|                                                 | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)  | 953                                       | 996      | 15      | 20          | 647                                               | 887      | 15         | 20          |
|                                                 | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)    | 790                                       | 824      | 57      | 60          | 554                                               | 777      | 55         | 56          |
|                                                 | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)   | 32                                        | 43       | 4       | 4           | 32                                                | 60       | 4<br>未満    | 4           |
|                                                 | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)   | 63                                        | 111      | 13.2    | 26          | 34.5                                              | 75       | 13.2       | 26          |
|                                                 | リン 含 有 量<br>(単位 mg/L)    | 16                                        | 25       | 2.3     | 12.5        | 10.7                                              | 24       | 1.6        | 1.8         |
|                                                 | シ ア ン 化 合 物<br>(単位 mg/L) | —                                         | —        | —       | —           | 0.5<br>未満                                         | 0.5      | 0.02<br>未満 | 0.02        |
|                                                 | ほう素及びその化合物<br>(単位 mg/L)  | —                                         | —        | —       | —           | 0.3                                               | 0.6      | 0.22       | 0.43        |
| ふつ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)                         | —                        | —                                         | —        | —       | 0.7         | 2.4                                               | 0.45     | 0.87       |             |

|                                                                        |        |        |        |        |        |        |         |        |
|------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L)                         | —      | —      | —      | —      | 9      | 12     | 3.1     | 4.3    |
| 1,4-ジオキサン<br>(単位 mg/L)                                                 | 0.68   | 1.1    | 0.17   | 0.2    | 0.68   | 1.1    | 0.17    | 0.2    |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)                                           | 15     | 20     | 4      | 4      | 10     | 20     | 4<br>未満 | 4      |
| フェノール類含有量<br>(単位 mg/L)                                                 | —      | —      | —      | —      | 0.26   | 0.28   | 0.09    | 0.1    |
| 亜鉛含有量<br>(単位 mg/L)                                                     | —      | —      | —      | —      | 0.5    | 0.56   | 0.16    | 0.18   |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常<br>の量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 2286.8 | 2370.7 | 2278.8 | 2362.7 | 2047.9 | 2348.7 | 2047.9  | 2348.7 |

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 変更前後の区分                       |    | 変更前     |         | 変更後     |       |
|-------------------------------|----|---------|---------|---------|-------|
| 排水口名                          |    | No. 1   | No. 2   | No. 1   | No. 2 |
| 排水量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日) | 通常 | 4526.8  | 雨水専用排水口 | 4594.1  | 変更なし  |
|                               | 最大 | 4653.7  |         | 5099.9  |       |
| 水素イオン濃度<br>(水素指数)             | 通常 | 6~8     |         | 6~8     |       |
|                               | 最大 | 5.8~8.6 |         | 5.8~8.6 |       |
| 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)       | 通常 | 10      |         | 9.1     |       |
|                               | 最大 | 15      |         | 13.7    |       |
| 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)         | 通常 | 30      |         | 26.1    |       |
|                               | 最大 | 38      |         | 26.9    |       |
| 浮遊物質<br>(単位 mg/L)             | 通常 | 3       |         | 2.7     |       |
|                               | 最大 | 3       |         | 3       |       |
| 窒素含有量<br>(単位 mg/L)            | 通常 | 7.5     | 6.7     |         |       |
|                               | 最大 | 16      | 6.9     |         |       |
| 燐含有量<br>(単位 mg/L)             | 通常 | 1.2     | 0.7未満   |         |       |
|                               | 最大 | 4       | 0.7     |         |       |
| シアン化合物<br>(単位 mg/L)           | 通常 | —       | 0.01未満  |         |       |
|                               | 最大 | —       | 0.01    |         |       |
| ほう素及びその化合物<br>(単位 mg/L)       | 通常 | —       | 0.1     |         |       |
|                               | 最大 | —       | 0.2     |         |       |

|                               |     |      |      |
|-------------------------------|-----|------|------|
| ふつ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)       | 通 常 | —    | 0.2  |
|                               | 最 大 | —    | 0.4  |
| 1, 4 - ジ オ キ サ ン<br>(単位 mg/L) | 通 常 | 0.08 | 0.07 |
|                               | 最 大 | 0.1  | 0.1  |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)  | 通 常 | 2    | 1.8  |
|                               | 最 大 | 3    | 2.7  |
| フ ェ ノ ール 類 含 有 量<br>(単位 mg/L) | 通 常 | —    | 0.04 |
|                               | 最 大 | —    | 0.05 |
| 垂 鉛 含 有 量<br>(単位 mg/L)        | 通 常 | —    | 0.07 |
|                               | 最 大 | —    | 0.08 |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 4月25日から同年 5月16日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民部環境課



**兵庫県告示第489号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年 3月28日から同年 4月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市岡田山、神呪町、門戸東町、門戸西町及び門戸岡田町地内



**兵庫県告示第490号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年 1月10日から同年 3月28日まで
- 3 作業地域  
神戸市東灘区向洋町中一丁目、向洋町中五丁目、向洋町西一丁目、向洋町西二丁目、向洋町西三丁目、向洋町西四丁目、向洋町西五丁目、向洋町東一丁目、向洋町東二丁目及び向洋町東三丁目地内



**兵庫県告示第491号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
公共測量（基準点測量、現地測量（数値地形測量）、路線測量）
- (2) 作業期間  
平成27年10月23日から平成28年 1月28日まで
- (3) 作業地域  
姫路市夢前町又坂地内
- 2 (1) 作業種類  
公共測量（数値図化（地図情報レベル2500））
- (2) 作業期間  
平成28年12月21日から平成29年 3月25日まで
- (3) 作業地域  
豊岡市の一部



**兵庫県告示第492号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 4月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 4月25日から 2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名    | 道路の区域                                     |    |                  |               |           |
|-----------------|-------------------------------------------|----|------------------|---------------|-----------|
|                 | 区 間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>尼 崎 宝 塚 線 | 尼崎市武庫の里 1丁目238番 5から<br>同 市西昆陽 1丁目424番 1まで | 旧  | 18.0から<br>27.0まで | 887.0         | 一部<br>予定地 |
|                 |                                           | 新  | 18.0から<br>27.0まで | 887.0         |           |



**兵庫県告示第493号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1項第 5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1課において縦覧に供する。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                            | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル)  |
|-------------------|------------------|------------------------------------------------|---------------|----------------|
| 第H28但馬位置<br>0005号 | 29. 4. 6         | 豊岡市高屋字神田182番 2の一部                              | 5.00          | 24.18          |
| 第H28但馬位置<br>0008号 | 29. 4. 5         | 美方郡新温泉町芦屋字宮ノ谷58番 1の一部                          | 7.00<br>6.00  | 74.00<br>28.70 |
| 第H28但馬位置<br>0012号 | 29. 4. 6         | 豊岡市若松町26番 4の一部、26番14の一部、<br>28番10の一部及び28番16の一部 | 8.41          | 10.50          |



**兵庫県告示第494号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、昭和39年兵庫県告示第332号（建築基準法の規定による道の指定）で指定した道のうち、次の指定を取り消す。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 取消年月日<br>(平成年月日) | 位 置                             | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|------------------|---------------------------------|---------------|---------------|
| 29. 4. 25        | 神崎郡福崎町福田字藤井328番6地先里道            | 1.90～2.50     | 37.50         |
| 29. 4. 25        | 神崎郡福崎町福田字藤井301番1地先水路及び331番4地先里道 | 2.20～2.80     | 23.00         |

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) スーパーマルハチ西明石店  
 所在地 明石市藤江字三ツ池2029番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社マルハチホールディングス  
 住所 神戸市中央区大日通一丁目2番18号  
 代表者の氏名 栗 花 正 雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社マルハチ  
 住所 神戸市灘区水道筋二丁目6番地  
 代表者の氏名 栗 花 正 雄
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成29年12月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,720平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
60台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
201台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
143平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
21.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時  
閉店時刻 午後 9 時45分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口 2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 荷さばき施設①          | 午前 6 時から午後10時まで     |
| 荷さばき施設②及び荷さばき施設③ | 午前 6 時から午前 8 時45分まで |

- 8 届出年月日  
平成29年 3月31日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成29年 4月25日から 4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成29年 8月25日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年 4月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アスパ高砂ショッピングセンター  
所在地 高砂市緑丘二丁目 1 番40号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

| 名称         | 住所              | 代表者の氏名  |
|------------|-----------------|---------|
| 高砂商業振興株式会社 | 高砂市緑丘二丁目 1 番40号 | 都 倉 達 殊 |
| 高砂北部開発株式会社 | 高砂市緑丘二丁目 1 番40号 | 田 村 光   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 高砂北部開発株式会社  
住所 高砂市緑丘二丁目 1 番40号  
代表者の氏名 後 藤 俊 哉
    - イ 変更後  
名称 高砂北部開発株式会社



住所 高砂市緑丘二丁目1番40号

代表者の氏名 田 村 光

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1   | 岡崎 双一  |
| 株式会社入船      | 高砂市高砂町横町1033番地    | 入江 祥造  |
| 株式会社キャンドウ   | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 | 城戸 一弥  |
| ほか31者       |                   |        |

イ 変更後

| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------|--------|
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1   | 岡崎 双一  |
| 株式会社入船      | 高砂市高砂町横町1033番地    | 入江 健介  |
| 株式会社キャンドウ   | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 | 城戸 一弥  |
| ほか31者       |                   |        |

(3) 駐車場の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

入口1箇所、出口1箇所及び出入口1箇所

イ 変更後

入口2箇所及び出口3箇所

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成28年5月26日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成29年1月11日ほか

(3) 駐車場の出入口の数及び位置

平成29年7月1日

5 届出年月日

平成29年4月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年4月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年8月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第1工区）

高砂市米田町米田字十人新田948番4、951番、952番、953番1、953番2、971番27の一部、971番28の一部、971番29の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市加古川町木村303番地1  
株式会社マルアイ 代表取締役 井元 進
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年7月20日  
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-8号(28高砂)

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第115号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に行う審査(以下「技能検定員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年4月25日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

- 1 技能検定員審査の種類  
技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(牽引)、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
- 2 技能検定員審査の期日  
平成29年6月5日(月)から同月9日(金)まで
- 3 技能検定員審査の場所  
明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
  - (1) 提出書類
    - ア 審査申請書1通  
審査申請書は、平成29年4月25日(火)から同月27日(木)までの午前9時から午後5時まで(最終日の配布は午後4時30分までとする。)の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。  
なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。
    - イ 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証の写し
    - ウ 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(大型)の写し
    - エ 技能検定員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(中型)の写し
    - オ 技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(普通)の写し
    - カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当するであることを証する書類等の写し
  - (2) 提出期間  
平成29年4月25日(火)から同月27日(木)までの午前9時から午後5時まで
  - (3) 提出先  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係
  - (4) 提出方法  
原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成29年4月27日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,100円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,700円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

平成29年7月11日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

## 7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628



## 兵庫県公安委員会告示第116号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年4月25日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

## 1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

## 2 教習指導員審査の期日

平成29年6月5日（月）から同月9日（金）まで

## 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 教習指導員審査の申請手続

## (i) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成29年4月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免

許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し  
 オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許  
 又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し  
 カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者である  
 ことを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成29年4月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成29年4月27日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする  
 者にあつては14,600円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員  
 審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受  
 けようとする者にあつては9,400円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教  
 習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,750円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請  
 書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例  
 （平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成29年7月11日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の  
 受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハ  
 までのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628



**兵庫県公安委員会告示第117号**

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成  
 2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする  
 届出があつたので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年4月25日

兵庫県公安委員会  
 委員長 辰馬章夫

変更に係る事項

1 表6の部特定講習の種別の項

変更前 普通免許に係る初心運転者講習

変更後 準中型免許及び普通免許に係る初心運転者講習

2 表9の部特定講習の種別の項

変更前 普通免許に係る初心運転者講習

変更後 準中型免許及び普通免許に係る初心運転者講習

3 表13の部特定講習の種別の項

変更前 普通免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習

変更後 準中型免許、普通免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習

4 表15の部特定講習の種別の項

- 変更前 普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
- 変更後 準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
- 5 表19の部特定講習の種別の項
  - 変更前 普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
  - 変更後 準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
- 6 表22の部特定講習の種別の項
  - 変更前 普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
  - 変更後 準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
- 7 表23の部特定講習の種別の項
  - 変更前 普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
  - 変更後 準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
- 8 表24の部特定講習の種別の項
  - 変更前 普通免許に係る初心運転者講習
  - 変更後 準中型免許及び普通免許に係る初心運転者講習



**兵庫県公安委員会告示第118号**

平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年4月25日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

変更に係る事項

- 1 表5の部特定講習の種別の項
  - 変更前 普通免許に係る初心運転者講習
  - 変更後 準中型免許及び普通免許に係る初心運転者講習
- 2 表14の部特定講習の種別の項
  - 変更前 普通免許に係る初心運転者講習
  - 変更後 準中型免許及び普通免許に係る初心運転者講習

**警 察 本 部 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成29年4月25日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 太田 誠

- 1 平成29年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約
  - (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
    - ア レギュラーガソリン 予定数量 119万リットル
    - イ ハイオクガソリン 予定数量 45万リットル
    - ウ 軽油 予定数量 8万リットル
  - (2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
  - (3) 落札者を決定した日  
平成29年2月20日
  - (4) 落札者の名称及び住所  
三宮オイル株式会社 神戸市兵庫区下三条町3番22号
  - (5) 落札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
    - ア レギュラーガソリン 1リットル 114円60銭

イ ハイオクガソリン 1リットル 124円60銭

ウ 軽油 1リットル 92円20銭

(6) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(7) 入札公告をした日

平成29年1月10日

2 平成29年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びに兵庫県警察本部車両のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア タイヤ 予定数量 4,908本

イ チューブ 予定数量 440本

ウ タイヤ組替え(普通車) 予定数量 2,020本

エ タイヤ組替え(大型車) 予定数量 300本

オ パンク修理 予定数量 70本

(2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

(3) 落札者を決定した日

平成29年3月13日

(4) 落札者の名称及び住所

株式会社福井タイヤ商会 姫路営業所 姫路市神屋町6丁目72番地

(5) 落札金額

44,239,294円

(6) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(7) 入札公告をした日

平成29年1月31日